

第1部 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、徳島県（以下「県」という。）の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2項に規定する特別防災区域を除く。）に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- 1 県の区域を管轄する指定地方行政機関，県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及びその他の災害予防の計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達，情報の収集及び伝達，避難，消火，水防，救難，救助，衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 地勢，地質及び気象

第1 地勢

本県は山地が多く，全面積4,144.95平方キロメートルのおよそ8割を占めている。1,000メートルを越える山も数多い。県内の最も高い山は四国山地中の剣山で，標高1,955メートル，四国第2の高山である。この剣山を中心とした剣山地は県を南北に分ける分水嶺で，その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し，本県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り，池田町から東に転じ，東流するにしたがって広く，くさび形の徳島平野を作っている。

吉野川の北，讃岐山脈は一般に低く，山麓は扇状地が発達し，土地は高く，吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地と共に広く水田地帯となっている。分水嶺の南斜面山地は豊富な森林地帯となっており，広い平地は少なく，阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸で，東北の砂浜海岸とは著しい対照をなし，海は深く，港湾として適当な地形をもっている。

第2 地質

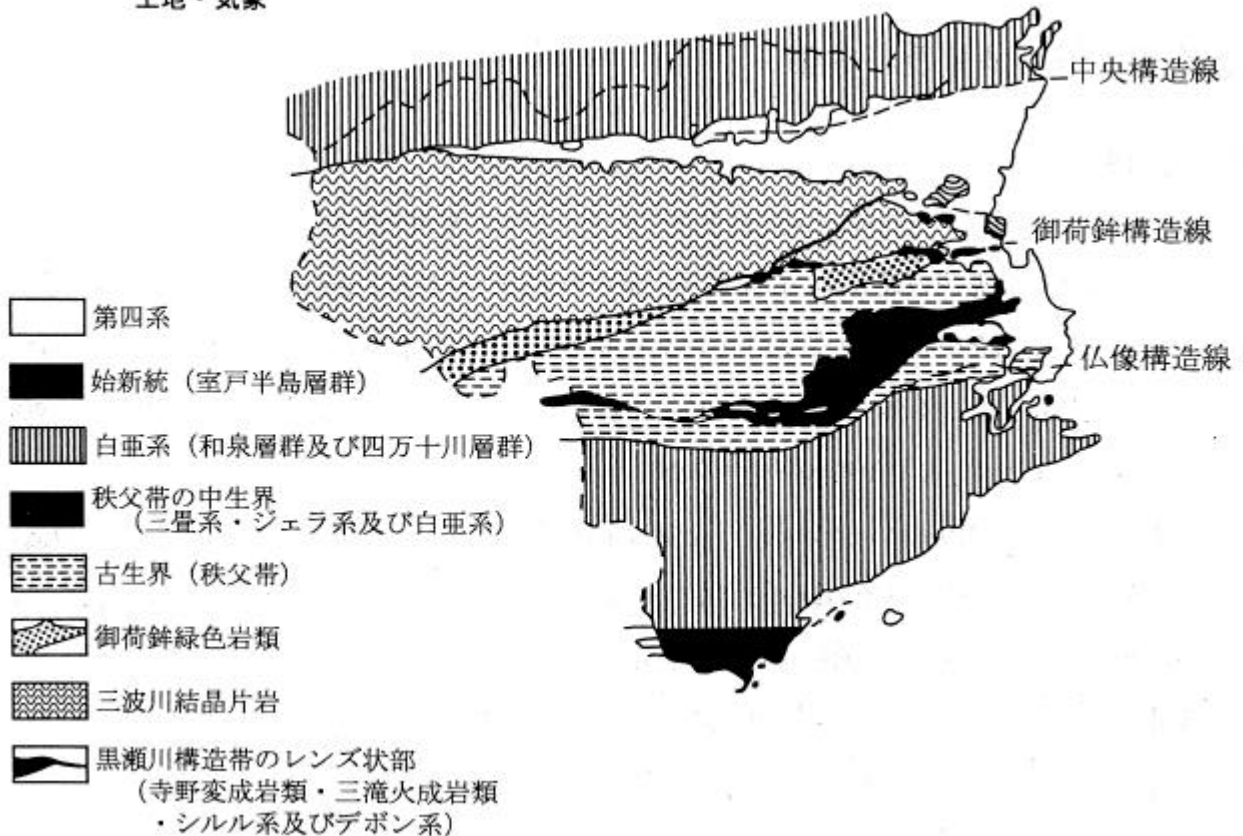
徳島県は和泉帯，三波川帯，秩父帯，四万十帯に分けられ，各帯はこの順に北から南へ配列している。

和泉帯は阿讃山脈に沿って東西に延びており，上部白亜系の和泉層群が分布している。この南縁には西南日本内帯と外帯を境する中央構造線が走っており，吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩層，砂岩泥岩互層，泥岩層よりなっている。阿讃山脈の南麓には洪積世の扇状地が発達している。

三波川帯は四国山地北斜面にあたり，緑色片岩，石英片岩，黒色片岩，砂岩片岩等よりなる。古世層が変成作用を受けてできた結晶片岩である。大歩危付近には砂質片岩が露出し，その一部は学術上極めて貴重な礫岩片岩をはさんでいる。三波川帯の南縁には御荷鉾構造線が走り，これに沿って御荷鉾緑色岩類が分布している。三波川帯には地すべり地が多く，特に御荷鉾構造線に沿う地帯には地すべり地が密集している。

秩父帯は四国山地南斜面（勝浦川・那賀川流域）にあたる。シルリア紀―二畳紀のいわゆる秩父古生層が広く分布し，厚い石灰岩をはさんでいる。これら古生界の間には中生界（三畳紀，ジュラ紀，白亜紀）が分布しており，勝浦川地域では白亜系の化石が，那賀川流域では三畳系の化石が多数産出し，学術上貴重である。

土地・気象



四万十帯は那賀川以南の海部山地にあたり，白亜系，古第三系が分布している。化石に乏しい砂岩泥岩互層，砂岩層よりなっている。

第3 気象

徳島県は，大きく2つの気候区に大別される。

北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し，南部は太平洋気候に属している。北部は全国的に見て少雨地域だが，南部は日本でも有数の多雨地域に入り，日降水量の日本記録を有している。県の面積の約8割を山地が占めることや，県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいなど，気象特性は非常に複雑になっている。これらの気候特性が徳島県を自然災害の多発する地域にしている。

徳島県における年平均気温は，県東部の海岸地方では約16℃で，県西部の山沿い地方に向かうに従い次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺（剣山山頂は除く）の山麓地方の年平均気温は約12℃で，海岸地方と比べ4℃の差がある。月平均気温の差は，夏は小さく，冬は大きくなり，ときには7℃にも達する。

徳島県の年平均降水量（1979年から2000年）は，南部地方で約3000～3500mm，剣山の北側で約1300mmとなっている。剣山系を境として，県北部の降水量は，県南部の降水量の2分の1以下となっている。

雨の多い年には剣山系南側では，4000～5000mmに達することもある。昭和51年9月には台風第17号と前線による長雨で，木頭村日早（現那賀町）では，8日～13日に2781mmの降水量が観測され，11日の日降水量1114mmに達した。

平成16年には台風第10号（7月31日～8月2日）による大雨で，木頭村海川（現那賀町）で日降水量1317mm（8月1日）を観測し日本記録を更新した。木沢村（現那賀町）で土石流により2名が犠牲になるなど甚大な被害が発生した。

大雨の発生原因としては，発達した低気圧や前線に向かって吹き込む南よりの暖かく湿った空気が海岸と山地の斜面に当たる気象状況のときには，雨雲が発達し大雨を降らせる。また，台風が徳島県の南から西側を通り北上する時にも同様に大雨を降らせる。

徳島県で大雨が降りやすい時期は，梅雨前線や秋雨前線が四国付近に停滞する時期と，台風が日本付近を通ることが多い時期の5月から10月頃である。発達した台風が接近して通り，風が湾や海峡に吹き込むようなときは，高潮の発生するおそれもある。過去に第2室戸台風（昭和36年9月16日）による高潮で日和佐以北の海岸部で甚大な被害が発生した。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 法 | 災害対策基本法 |
| 県本部（長） | 徳島県災害対策本部（長） |
| 県支部（長） | 徳島県災害対策支部（長） |
| 県現地災害対策本部（長） | 徳島県災害対策本部の現地災害対策本部（長） |
| 市町村本部（長） | 市町村災害対策本部（長） |
| 本計画 | 徳島県地域防災計画 |
| 市町村計画 | 市町村地域防災計画 |

第4節 計画の作成

本計画は、県の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、県内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものとし、「一般災害対策編」及び「震災対策編」からなるものである。

なお、本計画の「一般災害対策編」の構成は、総則、風水害対策計画、海上災害対策計画、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模な火事災害対策計画及び林野火災対策計画とし、これらの災害及び震災を除くその他の災害の対策については、風水害対策計画を準用するものとする。

第5節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、すみやかに修正するものとする。

第6節 市町村計画の作成要領

市町村防災会議は、本計画で市町村が定めるべきものとされた事項については市町村計画においてそれぞれ定めるべきものとする。

第7節 計画の周知徹底

県防災会議の会長は、本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、県の区域を管轄する指定地方行政機関の長、県及び県内各市町村の長、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他関係者に対し、本計画の周知徹底を図るものとする。

第8節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県の区域を管轄する指定地方行政機関，県，県の地域内の各市町村，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は，次のとおりとする。

1 県

県は，市町村を包括する広域地方公共団体として，県の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て，県の地域に係る防災に関する計画を作成し，及び法令に基づきこれを実施するとともに，市町村，県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関，指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け，かつ，その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として，市町村の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，指定地方行政機関，県，指定公共機関，指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

県の区域を管轄する指定地方行政機関は，県の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため，指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し，防災活動を実施するとともに，県及び市町村等の活動が円滑に行われるよう勧告，指導，助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

処理すべき事務又は業務の大綱

| | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|---|
| 徳島県 | 県は，災害予防，災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。 1 県防災会議に関する事務 2 防災組織の整備に関する事項 3 防災訓練の実施に関する事項 4 防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検に関する事項 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項 |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|---|
| 徳島県 | <ul style="list-style-type: none"> 6 県地域の災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事項 7 住民等に対する災害広報に関する事務 8 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 9 消防・水防その他の応急措置に関する事項 10 被災者の救難，救助，その他の保護に関する事項 11 災害を受けた児童，生徒の応急の教育に関する事項 12 食糧，医薬品，その他の物資の確保についての事項 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃，防疫その他の保健衛生に関する事項 15 犯罪の予防，交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 16 緊急輸送等の確保に関する事項 17 災害復旧の実施に関する事項 18 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項 19 ボランティアに関する事項 20 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項 21 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項 |
| 市町村 | <p>市町村は，県に準じた次の対策を樹立し，災害に対処するものであるが，災害救助法発令後は，知事の補助機関として災害救助にあたるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市町村防災会議に関する事務 2 防災組織の整備に関する事項 3 防災訓練の実施に関する事項 4 防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検に関する事項 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項 6 市町村地域の災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事項 7 住民等に対する災害広報に関する事務 8 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 9 消防・水防その他の応急措置に関する事項 10 被災者の救難，救助，その他の保護に関する事項 |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|--------------------------------------|---|
| 市 町 村 | 11 災害を受けた児童，生徒の応急の教育に関する事項 12 食糧，医薬品，その他の物資の確保についての事項 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃，防疫その他の保健衛生に関する事項 15 緊急輸送等の確保に関する事項 16 災害復旧の実施に関する事項 17 市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項 18 ボランティアに関する事項 19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項 |
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | 四国管区警察局 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事項 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事項 3 管区内防災関係機関との連携に関する事項 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事項 5 警察通信の確保及び統制に関する事項 6 広域緊急援助隊の運用に関する事項 7 管区内各県警察への津波警報の伝達に関する事項 |
| | 四国総合通信局 1 電気通信の統制管理に関する事項 2 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事項 3 防災相互通信用無線局の整備育成に関する事項 4 徳島地区非常通信協議会の育成指導に関する事項 |
| | 四国財務局徳島財務事務所 1 各省庁に係る災害復旧事業の査定立会に関する事項 |

| | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------------|---|
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | 2 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事項 3 災害復旧事業資金（長期）に関する事項 4 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付に関する事項 5 災害時における緊急融資等に係る金融機関への指導調整に関する事項 |
| | 四国厚生支局 1 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整 |
| | 徳島労働局 1 工場，事業場における労働災害の防止に関する事項 2 被災者に対する早期再就職のあっ旋等に関する事項 3 雇用保険の失業等給付に関する事項 |
| | 中国四国農政局 1 海岸保全施設整備事業，農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地，農業用施設等の防護に関する事項 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事項 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関する事項 4 農地，農業用施設，海岸保全施設，地すべり防止施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ，営農資材及び生鮮食料品等の供給，病虫害の防除，家畜の衛生管理等の災害応急対策に関する事項 5 農地，農業用施設，海岸保全施設，地すべり防止施設及び農林水産業共同利用施設について災害復旧計画の樹立，災害復旧事業及び再度災害防止のため災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業に関する事項 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金，農林漁業金融公庫の資金の融資に関する事項 |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|--------------------------------------|--|
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | <p>(以下、徳島農政事務所)</p> <p>7 応急食糧の引き渡しに関する事項</p> <p>8 政府保管主要食糧，飼料の売渡等に関する事項</p> |
| | <p>四国森林管理局(徳島森林管理署)</p> <p>1 国有林野の治山事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施に関する事項</p> <p>2 国有保安林の整備保全に関する事項</p> <p>3 災害応急対策用木材（国有林）の供給に関する事項</p> |
| | <p>四国経済産業局</p> <p>1 物資の需給の調整に関する事項</p> <p>2 被災商工業，鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事項</p> <p>3 電気，ガス事業に関する復旧促進等の対策に関する事項</p> |
| | <p>中国四国産業保安監督部四国支部</p> <p>1 電気，ガス事業に関する保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事項</p> <p>2 危険物等の保安の確保に関する事項</p> <p>3 鉱山における災害の防止に関する事項</p> <p>4 鉱山における災害時の応急対策に関する事項</p> |
| | <p>四国地方整備局</p> <p>1 河川，道路，港湾，空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施に関する事項</p> |
| | <p>四国地方整備局徳島河川国道事務所</p> <p>1 吉野川直轄管理区間の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項</p> <p>2 水防のための洪水予報（吉野川）、特別警戒水位情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川）及び情報の伝達に関する事項</p> |

処理すべき事務又は業務の大綱

- 3 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）に関する事項
- 4 国道（11，28，32，55，192号）の直轄区間の維持管理に関する事項
- 5 国道（11，28，32，55，192号）の直轄区間の災害復旧に関する事項

四国地方整備局那賀川河川事務所

- 1 那賀川・桑野川直轄管理区間の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- 2 水防のための洪水予報（那賀川），特別警戒水位情報（桑野川）並びに水防警報（那賀川・桑野川）及び情報の伝達に関する事項
- 3 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）に関する事項

四国地方整備局四国山地砂防事務所

- 1 吉野川水系祖谷川流域における砂防施設，地すべり防止施設の整備
- 2 被災公共土木施設の復旧（直轄砂防・地すべり防止施設）に関する事項
- 3 直轄砂防・地すべり防止施設の維持管理に関する事項

四国地方整備局(吉野川ダム統合管理事務所)

- 1 吉野川直轄管理区間(ダム管理区間)の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- 2 吉野川上流ダム群の統合管理に関する事項
- 3 被災公共土木施設の復旧(直轄区域)に関する事項

四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所

- 1 港湾施設の整備と防災管理に関する事項
- 2 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関する事項
- 3 海上の流出油に対する防除措置に関する事項
- 4 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関する事項
- 5 国有港湾施設・海岸保全施設の災害復旧に関する事項
- 6 飛行場の災害復旧に関する事項

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|--------------------------------------|---|
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | <p>四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海上輸送機関，その他関係機関との連絡調整 2 海上における緊急輸送の確保 3 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導 |
| | <p>四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 陸上輸送機関，その他関係機関との連絡調整 2 陸上における緊急輸送の確保 3 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導 |
| | <p>徳島空港事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空港（航空通信，無線施設等を含む）及び航空機の保安に関する事項 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事項 3 災害時における人員，応急物資の空輸の利便確保に関する事項 |
| | <p>徳島地方気象台</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報，警報，情報の発表及び伝達 2 気象観測の実施及び観測施設に関すること。 3 気象知識の普及及び関係機関の計画等への助言 4 災害発生時の各種情報提供 5 県からの派遣要請等があった場合，職員の派遣，及び防災情報の解説 |
| | <p>小松島海上保安部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の予防に関する事項 2 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供 3 海上における救助，救急及び消火活動 4 海上交通の安全確保 5 人員，物資等の緊急輸送 6 海上における治安，社会秩序の維持 7 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置 |

処理すべき事務又は業務の大綱

日本郵政公社四国支社

郵政事業の運営の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策等を実施する。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事項
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事項
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事項
- 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分に関する事項
- 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事項
- 6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事項
- 7 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の配分に関する事項
- 8 通信病院による医療救護活動に関する事項
- 9 簡易保険福祉施設に対する災害救護活動の要請に関する事項
- 10 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融資に関する事項

西日本電信電話株式会社徳島支店，株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店

- 1 電気通信施設の整備に関する事項
- 2 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項

日本銀行（徳島事務所・高松支店）

- 1 災害時における通貨の円滑な供給の確保
- 2 損傷通貨引換えのための措置および手形交換における不渡処分猶予等の特別措置
- 3 金融機関の休日営業日および営業時間の延長その他緊急措置についての指導
- 4 各種金融措置に関する広報

日本赤十字社徳島県支部

- 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事項

| | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------------|---|
| 指 定 公 共 機 関 | <ul style="list-style-type: none"> 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項 3 義援金品の募集配分に関する事項 4 ボランティア活動体制の整備に関する事項 |
| | <p>日本放送協会徳島放送局</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項 |
| | <p>西日本高速道路株式会社四国支社徳島管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 徳島道(徳島IC～井川池田IC)の整備と防災管理に関する事項 2 徳島道(徳島IC～井川池田IC)の維持管理に関する事項 3 徳島道(徳島IC～井川池田IC)の災害復旧に関する事項 4 高松道(鳴門IC～引田IC)の整備と防災管理に関する事項 5 高松道(鳴門IC～引田IC)の維持管理に関する事項 6 高松道(鳴門IC～引田IC)の災害復旧に関する事項 |
| | <p>独立行政法人国立病院機構本部（中国四国ブロック事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療，災害医療班の編成，連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣，輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集，通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，災害応急対策計画，災害復旧計画等の支援 |
| | <p>独立行政法人水資源機構（池田総合管理所及び旧吉野川河口堰管理所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所管ダム施設の操作と防災管理 2 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理 3 緊急事態における情報の提供 |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------------------|--|
| 指 定 公 共 機 関 | 4 被災施設の復旧 |
| | 本州四国連絡高速道路(株)鳴門管理センター 1 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)の津名一宮I・C～鳴門I・C間の整備と防災管理に関する事項 2 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)の津名一宮I・C～鳴門I・C間の維持管理に関する事項 3 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)の津名一宮I・C～鳴門I・C間の災害復旧に関する事項 |
| | 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区 1 鉄道施設等の保全に関する事項 2 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項 |
| | 日本通運株式会社徳島支店 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項 |
| | 四国電力株式会社徳島支店 1 電力施設等の防災管理に関する事項 2 被害施設の応急対策及び災害復旧に関する事項 |
| | KDDI株式会社徳島支店 1 災害時における国内外通信の疎通確保 |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|--------------------------------------|--|
| 指 定 地 方 公 共 機 関 | <p>四国ガス株式会社徳島支店</p> <p>ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項</p> |
| | <p>四国放送株式会社，社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島</p> <p>1 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項</p> <p>2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項</p> |
| | <p>徳島バス株式会社及び徳島通運株式会社</p> <p>貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項</p> |
| | <p>土地改良区</p> <p>1 農業用施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>2 たん水の防排除施設の整備及び活動に関する事項</p> <p>3 地震発生時，農業用ダム・農業用ため池の緊急点検に関する事項</p> |
| | <p>徳島県医師会</p> <p>救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項</p> |
| | <p>社団法人徳島県エルピーガス協会</p> <p>L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項</p> |
| | <p>阿佐海岸鉄道株式会社</p> <p>1 鉄道施設等の保全に関する事項</p> <p>2 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項</p> |
| | <p>社会福祉法人徳島県社会福祉協議会</p> <p>1 ボランティア活動体制の整備に関する事項</p> <p>2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事項</p> |

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|---|
| 自衛隊 | <p>陸上自衛隊第2混成団，海上自衛隊徳島教育航空群，海上自衛隊小松島航空隊及び自衛隊徳島地方連絡部</p> <p>人命の救助，消防，水防，救援物資の輸送道路の応急復旧，応急の医療防疫，給水，入浴，情報収集及び通信の支援に関する事項</p> |
| その他 | <p>水防管理団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防施設資材の整備に関する事項 2 水防計画の樹立及び水防訓練に関する事項 3 水防活動に関する事項 |